

公益財団法人多摩市文化振興財団職員採用候補者試験実施要項

公益財団法人多摩市文化振興財団は、市民文化の創造とコミュニティの活性化を図り、もって広く地域の発展に寄与することを目的としています。また、多摩市における文化芸術の振興のための事業及び市民の自主的な文化活動への支援を行うとともに、市民のふるさと意識を育てる事業について多摩市立複合文化施設（愛称：パルテノン多摩）を中心に実施しております。当財団の職員採用候補者を決定するため、下記のとおり試験を実施します。

【雇用形態】

雇用形態	契約職員	臨時職員
契約期間	原則1年 ※勤務成績が優秀な場合、最大4回(上限5年)まで更新有。 ※勤務成績により正規職員等への登用有。	原則1年 ※勤務成績が優秀な場合、最大4回(上限5年)まで更新有。
職種	一般事務（企画制作・広報等）	一般事務
職務内容	・多摩市立複合文化施設のホール等で実施する公演企画制作業務、票券業務、広報業務及びその他事業関係業務	・学芸事業補助（講座の受付・資料作成等）、伝票処理等の会計事務、郵便物の整理等庶務業務
採用予定人数	若干名	
採用予定日	令和5年2月中旬以降 ※合格者と財団との間で協議の上、随時勤務開始。	令和5年2月中旬以降
勤務地	パルテノン多摩（多摩市落合2丁目35番地）	
受験資格	・高等学校または専門学校以上を卒業の方	・欠格事項(3ページ参照)に該当しないこと
必要能力・求める人材	・パソコン（Word、Excel等）の基本的な操作ができる方 ※ Excel の関数やillustrator等使用できる方優遇。 ※他の文化施設等で、事業の企画・制作業務、広報業務・票券業務の経験がある方は	・パソコン（Word、Excel等）の基本的な操作ができる方 ・会計・経理の実務経験または日商簿記検定3級以上がある方優遇 ・電話応対ができる方。

	<p>選考の際に優遇します。 ※普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方は優遇</p>	
	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動、市の文化施策、文化施設の運営、市民との関わりに興味があり、担当業務を積極的に行う意欲のある方 ・職員間、及び市民、関係企業等との調整等に必要なコミュニケーション能力を有する方 ・来館者等に対して常に笑顔で接することのできる方 ・劇場、ホールなど文化施設での実務経験があれば尚可 	
<p>勤務条件</p>	<p>(1) 給与 月給 200,000円 ※これまでの勤務経験により加算の場合有。</p> <p>(2) 賞与 年 2 回 年間平均 2 ヶ月程度（夏 1 ヶ月・冬 1 ヶ月）</p> <p>(3) 昇給 継続雇用年数及び役職の変更にともない給与改定</p> <p>(4) 各種手当 管理職手当、通勤手当及び時間外勤務手当等規程に基づき支給</p> <p>(5) 退職金 なし</p> <p>(6) 勤務時間 休憩時間を除き 1 日 8 時間 ※原則、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ※遅番勤務（午後 1 時から午後 10 時まで）が月 4 日程度あります。</p> <p>(7) 休日 月 9 日以外に、国民の祝日</p>	<p>(1) 給与 時給 1,110円 ※令和 5 年 4 月から</p> <p>(2) 各種手当 通勤手当及び時間外勤務手当等規程に基づき支給</p> <p>(3) 勤務頻度 週に 2～3 日程度 ※土日祝日勤務の場合もあり（別途調整） ※繁忙期には週 4 日の場合もあり（別途調整）</p> <p>(4) 勤務時間 休憩時間を除き原則 1 日 6 時間</p> <p>(5) 有給休暇 規則に基づき所定の日数を付与（年合計 40 時間までは 1 時間単位で休暇の取得が可能）</p> <p>(6) 各種休暇制度 夏季休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、介護休暇等多数有</p> <p>(7) 社会保険制度 雇用保険、労災保険</p>

	<p>を振替した日および年末年始</p> <p>※原則、金・土曜日、または、日・月曜日のいずれかの組合せが週休日となるシフト勤務となります。</p> <p>(8)有給休暇 年 20 日間（年度合計 40 時間までは 1 時間単位で休暇の取得が可能）</p> <p>※ 4 月採用の場合。勤務開始月により変動します。</p> <p>(9)各種休暇制度 夏季休暇、長期勤続休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、介護休暇、ボランティア休暇、病気休暇、ドナー休暇等多数有</p> <p>(10)社会保険制度 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険</p>	
欠格事項	<p>次の各号のいずれかに該当する方は、応募できません</p> <p>(1)成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</p> <p>(3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方</p>	
選考方法	<p>(1)第一次選考（書類審査） 応募書類（履歴書、職務経歴書等）及び課題論文による書類選考</p> <p>(2)第二次選考（面接） 第一次選考合格者に対して、主として人物及び識見についての面接試験を行います。</p>	<p>(1)第一次選考（書類審査） 応募書類（履歴書、職務経歴書）による書類選考</p> <p>(2)第二次選考（面接） 第一次選考合格者に対して、主として人物及び識見についての面接試験を行います。</p>

	ます。	
申込方法	(1)封筒に赤字で「契約職員採用申込」と明記の上、郵送により下記の応募先に応募してください。	(1)封筒に赤字で「臨時職員採用申込」と明記の上、郵送により下記の応募先に応募してください。
申込送付先	〒206-0033 東京都多摩市落合2丁目35番地 公益財団法人多摩市文化振興財団 総務管理課 人事採用担当 宛	
応募書類	<p>(1)所定の「採用選考申込書」 ※A4判で印刷し、自筆で記入してください。</p> <p>(2)所定の「履歴書」 ※A4判片面で印刷してください。</p> <p>(3)最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書及び最終学校の学業成績証明書</p> <p>(4)職務経歴書 ※職務経歴のある方のみ。様式任意。A4判片面で印刷してください。</p> <p>(5)（資格を有する方のみ）資格を有することを証明するものの写し</p> <p>(6)論文（1200字以内。指定の様式。A4判・片面で印刷してください。） テーマ：「財団職員として、あなた自身の経験や強みが、パルテノン多摩でどう活かせるか。」</p> <p>(7)返信用封筒 定型封筒（長3）に84円切手を貼付し、住所、氏名及び郵便番号を明記してください。</p>	<p>(1)所定の「履歴書」 ※A4判片面で印刷してください。</p> <p>(2)職務経歴書 ※職務経歴のある方のみ。様式任意。A4判片面で印刷してください。</p> <p>(3)（資格を有する方のみ）資格を有することを証明するものの写し ※応募の際にお預かりした個人情報については、個人情報保護法に基づき本選考に必要な範囲内で利用させていただきます。 ※応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。</p>

	<p>※応募の際にお預かりした個人情報については、個人情報保護法に基づき本選考に必要な範囲内で利用させていただきます。</p> <p>※応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。</p>	
応募受付期間	<p>令和5年1月10日(火)～令和5年1月24日(火) (必着)</p> <p>※郵送による事故については、責任を負いません。</p> <p>※応募状況によっては受付期間を延長する場合があります。</p>	<p>令和5年1月4日(水)～令和5年1月20日(金) (必着)</p> <p>※郵送による事故については、責任を負いません。</p> <p>※応募状況によっては受付期間を延長する場合があります。</p>
第二次選考(面接)予定日	<p>令和5年2月7日(火)～2月11日(土)を予定。</p> <p>※対象者に個別に通知する。</p>	<p>令和5年1月25日(水)～28日(土)頃を予定</p> <p>※対象者に個別に通知する。</p>
選考会場	<p>公益財団法人多摩市文化振興財団事務局(多摩市落合二丁目35番)</p>	
合否の発表	<p>(1)第一次選考の結果は、合否にかかわらず令和5年1月31日(火)頃迄に、本人宛に通知します。</p> <p>(2)第二次選考の結果は、合否にかかわらず別にお知らせする日までに、本人宛て通知します。</p> <p>※第一次・第二次の選考結果および採用結果については、いずれも電話等による問合せには応じられません。</p>	<p>(1)第一次選考の結果は、合否にかかわらず令和5年1月23日(月)迄に、本人宛に通知します。</p> <p>(2)第二次選考の結果は、合否にかかわらず別にお知らせする日までに、本人宛て通知します。</p> <p>※第一次・第二次の選考結果および採用結果については、いずれも電話等による問合せには応じられません。</p>
合格者の取り扱い	<p>[共通事項]</p> <p>※合格者は採用候補者名簿に登載し、欠員状況等に応じて名簿登載者の中から必要な人員、人材を総合的に勘案し採用の連絡を行い、採用日等の調整をします。</p>	

	<p>したがって、採用候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるものではありません。あらかじめご了承ください。</p>	
	<p>※採用候補者名簿の有効期限は、令和5年2月中旬(合格通知の日)から令和6年3月31日までです。</p> <p>※名簿に登載された場合、名簿登載期間中に欠員等が生じた場合、採用される場合があります。</p>	<p>※採用候補者名簿の有効期限は、令和5年2月1日から令和6年3月31日までです。</p> <p>※名簿に登載された場合、名簿登載期間中に欠員等が生じた場合、採用される場合があります。</p>